

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に施設や事業を提供するとともに、よりきめ細やかな子ども・子育て支援サービスを着実に推進していくため、計画の推進体制を構築する必要があります。

このため、本市では、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定にあたっての審議等を行っています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況等を調査・審議する合議制の機関として位置づけられていることから、計画の策定後においても、毎年度、計画の実施状況についての点検・評価について、この会議で行います。

また、この結果を公表するとともに、必要に応じて、改善に必要な措置を講じていきます。

2. 計画の実施状況の点検・評価



計画の実施状況や評価については、「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、毎年度点検・評価を実施します。

具体的には、PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行います。

また、必要に応じて、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

さらに、計画の推進のためには、多くの市民や関係団体、地域・企業の理解・協力が重要であることから、広報やホームページをはじめ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く周知していきます。

また、新制度について、わかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。